

横浜関内法律事務所

庄司道弘

Michihito Shoji

弁護士



理不尽を許さない 市民感覚を武器に 専門訴訟を解決に導く

横浜・関内にある横浜関内法律事務所は、各種の専門訴訟を得意とする。その底流にあるのは「市民感覚」だ。庄司道弘代表弁護士は「放っておくと誰も（弁護を）引き受けない」という事案にも、積極的に向き合う。同事務所が係争中のある事案を紹介しよう。

**突然で理不尽な境界変更！
原状回復に加え国を提訴**

——60代の依頼人から、土地境界を巡る相談が舞い込んだ。長年、道路として使用していた道に、知らない間に境界杭が打たれ登記されてきたという。新たな境界を主張してきたのは、向かい側に建売住宅を建てるメーカーとその依頼を受けた土地家屋調査士だった。

現在の法律では、住宅は一定幅の道に接していないと建てられない。古い住宅などには、この基準を満たさない「既存不適格（物件）」もあり、建て替えができない。依頼人の住宅も、突如押し付けられた境界を放置すれば、道幅が基

準に達せず、既存不適格となる。建て替えはできず転売しようにも資産価値は大きく下がる。そもそも境界を定めたり変更したりする際は、隣地の所有者などの関係者が立ち会った上で行なうのだが、この案件ではその手続が取られていない。同事務所は、そうした相手側の数々の瑕疵を鋭く追及。結果、主張を退けさせ、元の境界に戻させた——。

「道路は戻り不利益はないようですが、釈然としない点が残りました。なぜ法務局はいい加減な書類を認め登記したのか？ その点を追及すべく、土地家屋調査士に加えて法務局を、国家賠償を求めて

訴えたのです」（庄司弁護士）。訴訟は時間も費用もかかる。まして国家賠償訴訟ならなおのこと。だが、同事務所では独自の測量などで費用と心労面で負担の多かった依頼人の意も受け、現在もこの案件に係争中だ。

「理不尽を許さない姿勢を基準にしています。この場合も、土地家屋調査士や建築士などから彼らの職務規定や守るべき点を聴き取りし、勝てるかと踏みました」

庄司弁護士は、自治体が訴えられる行政訴訟の弁護にも与る。そうした経験も、この案件での法務局や土地家屋調査士の「理不尽」を見抜くベースとなっている。

取り扱い業務



PROF I L E

庄司道弘 弁護士

1970年、早稲田大学第一法学部卒業。75年、司法試験合格。82年、現事務所の前身・庄司法律事務所設立。01年、現事務所に名称変更。05年、横浜弁護士会会長。日常の訴訟に加え、各種の専門訴訟、行政訴訟や宗教法人関連の事案等のニッチな案件をも得意とする。好きな人はガンジー

問 い 合 わ せ 先

横浜関内 法律事務所

〒231-0006
神奈川県横浜市中区
南仲通1-6
関内NSビル2F
TEL ● 045-212-1233
FAX ● 045-212-2233
Email ● soudan@sn-law.gr.jp
URL ● <http://www.sn-law.gr.jp/>